平成２９年（フ）第１９０８号
大阪市港区築港１丁目14番32―308号、前住所大阪府岸和田市田治米町250番地　府営住宅22棟104号
債務者　岩本　　卓
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０６４号
大阪市西区本田４丁目２番10号エムロード九条701号室、住民票上の住所岡山県津山市高野本郷2567番地12
債務者　中島　裕美
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０６６号
大阪市東成区大今里南１丁目22番13―702号
債務者　林　　伸彦
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３１９号
大阪府東大阪市神田町３番27号　グレイスマンション　201号
債務者　羽田　良子（旧姓塩谷）
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５８号
静岡県磐田市福田中島494番地、前住所静岡県磐田市福田5487番地46
債務者　大石　基二
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
静岡県浜松市中区高丘北４丁目11番88号　コンフォードⅠ―Ｈ―１、前住所静岡県浜松市浜北区新原3738番地の１
債務者　水木智英こと　呉　　智英（ＯＨ　ＪＩＹＥＯＮＧ）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１９６号
岡山市北区厚生町１丁目５番17号鹿田ビル307号
債務者　中島　清子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８８号
東京都町田市成瀬１丁目２番地12清水谷ビル203
債務者　吉井　美子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３３号
長崎県島原市下宮町甲2417番地　下宮第１団地Ａ棟102号
債務者　森塚　里美
1　決定年月日時　平成29年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午後１時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
長崎県島原市上の原３丁目6626番地13
債務者　川井　義久
1　決定年月日時　平成29年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午後１時45分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第１９８号
栃木県宇都宮市江曽島２丁目６番２号
債務者　百目鬼優子（旧姓植木）
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０３号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目2584番地38　アレストイワカミ２　202号
債務者　高野　法子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４１７１号
東京都立川市上砂町５丁目９－８―301
債務者　柳澤　彰子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１７２号
東京都江戸川区南篠崎町５丁目８－６―409
債務者　織原恵里香
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部